

Town Information

サロマ暮らしの情報掲示板

◎詳しい内容は直接お問い合わせください。

◎記事中の記号は次のとおりです。

問：お問い合わせ先 電：電話 ファ：ファックス 申：申込先

HP：ホームページ E：メールアドレス FB：フェイスブック

人のうごき
1月末

○人口：5,102人（-9人）

【内外国人：225人】

○男♂：2,409人（-3人）

【内外国人：30人】

○女♀：2,693人（-6人）

【内外国人：195人】

○世帯：2,492戸（-7戸）

【内外国人：212戸】

※（ ）内数字は前月比



税金

自動車税種別割の

住所変更をお忘れなく！

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

次の場合は運輸支局で変更登録を必ずしてください。

◆住所が変わったとき（変更登録）

◆自動車を売買ったとき（移転登録）

◆自動車を使わなくなったとき

（抹消登録）

3月末日までに抹消または移転の登録がされない場合、令和2年度も自動車税種別割が課税されますのでご注意ください。変更登録については、令和2年度の自動車税種別割納税通知書を確認にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

問 札幌道税事務所自動車税部
011・746・1119HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zin/address/index.htm>

町営住宅の空き状況

団 地 名	居住階	間取り	戸 数	家 賃
西富	1 階	3LDK	3 戸	15,200円～
	2 階	3LDK	4 戸	15,200円～
宮前	2 階	3LDK	5 戸	23,600円～
栄	1 階	3LDK	2 戸	15,300円～
若佐第 2	2 階	3LDK	1 戸	15,700円～
浜佐呂間 第 3	1 階	3LDK	1 戸	16,100円～
若佐第 1	平屋	3DK	2 戸	8,800円～
浜佐呂間 第 2		2DK	1 戸	5,600円～
		3DK	3 戸	6,500円～
若里		3DK	2 戸	9,200円～
緑園		3DK	7 戸	7,600円～

2月21日現在

問 建設課管理係 電 2・1210

ふれあいバスの運行について

学校の長期休業期間、ふれあいバス『下校便③』は、予約制となります。

◆期間：3月25日～4月5日

期間中『下校便③』に乗車希望の方は、当日午前中までに、バスターミナルまたは登校便乗降の際に運転手までお申し出ください。

4月より町内線も祝日は全便運休とします。

町内線運休日

日曜・祝日・年末年始

※土曜は下校便③のみ運休

問 町民課住民活動係 電 2・1213

問 バスターミナル 電 2・3553

道税滞納整理強化月間です

オホーツク総合振興局では、3月を「滞納整理強化月間」として、道税の滞納整理に取り組んでいます。

3月は、自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税をはじめとする道税全てについて滞納整理を進めることとしており、給与、預貯金、動産などの財産差押えを行います。まだ納税がお済みでない方は、大至急、納税をお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替がご利用できます。

☎ 北見道税事務所納税課
0157・25・8686



その他

アンケートにご協力ください

北海道開発局網走開発建設部では旭川・紋別自動車道（遠軽～上湧別）の計画について、アンケート調査を行っています。アンケートは、既に各戸に郵送しています。同封のハガキ、またはインターネットによりご意見をお聞かせください。

◆回答期限…3月13日（金）

☎ 北海道開発局網走開発建設部
0152・44・6510

通院交通費の助成に関するお知らせ

特定疾患および精神障がいのため治療を必要とする方に対して、治療を受ける医療機関までの交通費について令和元年度後期分（10～3月分）を支給します。ただし、公的制度の交通費の支給および割引を受けた額を除きます。

難病者治療通院交通費および人工透析患者治療通院交通費の支給

◆対象者

▷特定疾患として北海道知事の認定を受け、以下の受給者証の交付を受けている方

- ・特定疾患医療受給者証
- ・特定医療費（指定難病）受給者証
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・先天性血液凝固因子障害医療受給者証
- ・ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証

▷人工透析により通院を必要とし、身体障がい者福祉法の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている方

◆手続き方法

保健福祉課社会福祉係まで特定疾患医療受給者証または身体障がい者手帳、該当治療の領収書、印鑑をご持参ください。

精神障がい治療通院交通費の支給

◆対象者

障がい者総合支援法に基づき、医療機関に通院されている方

◆手続き方法

保健福祉課社会福祉係まで該当治療の領収書、印鑑をご持参ください。

◆支給額（共通事項）

- ▷公的交通機関利用の場合
医療機関までの往復交通費実費
- ▷自家用車利用の場合
自宅から医療機関までの最短距離を1km当たり20円で計算した額



☎ 保健福祉課社会福祉係 ☎ 2・1212

子どもの安心安全な スマートフォン利用

満18歳未満のお子様にはスマートフォン等、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点にご注意してください。

◆適切にインターネットを利用する
SNSを利用して子どもたちが言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込む深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

◆家庭のルールを作る
長時間利用によるネットの依存症が増加しています。

適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合い、それぞれで家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

◆「フィルタリング」を設定する
「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子どもたちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集」として取りまとめましたので活用ください。

HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johokajireishu.html

(検索ワード：総務省インターネットトラブル事例集)

問 総務省北海道総合通信局

情報通信部電気通信事業課

☎ 011・709・2311

(内線4704)



◆社会福祉協議会へ
▼香典返しを廃して

西 富 佐藤 樹 様

宮前町 山内 忠義 様

若 佐 吉田 初美 様

◆若里ひまわりクラブへ

若 里 澤井 健市 様

◆共立老人クラブへ

共 立 八矢 憲一 様

共 立 田宮 哲 様

トヨータイヤを購入すると ふるさと商品券がもらえます!!

町民限定!!

町内のトヨータイヤ取扱店で「トヨータイヤ」を購入した町民に、佐呂間町商工会が発行する「ふるさと商品券」を差し上げます。

この事業は、町とTOYO TIRE (株)の協力・支援により実施しています。

◆キャンペーン期間：令和6年3月31日まで

◆対象：佐呂間町民で、個人が使用する車両のタイヤを町内で購入した方
(乗用車または最大積載量2トン以下の貨物車に限ります)

◆特典：タイヤ1本の購入金額(税込)により「ふるさと商品券」がもらえます。

タイヤ1本の購入金額(税込)	ふるさと商品券の額
5,000円 ～ 7,500円未満	1,000円
7,500円 ～ 10,000円未満	1,500円
10,000円 ～ 15,000円未満	2,000円
15,000円 ～ 20,000円未満	3,000円
20,000円以上	3,500円

※1本5,000円未満は対象外となります。

◆引換え：販売店備え付けの購入書・引換証に証明をいただき、佐呂間町商工会へ提出してください。

問 佐呂間町商工会 ☎ 2・3448

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

◆対象者：学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下である方

$$\text{所得基準額} = 118 \text{ 万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万})$$

令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、4月初めに基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送することで、令和2年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、北見年金事務所までお問い合わせください。

令和2年度の国民年金保険料額について

令和2年4月から国民年金保険料が改定されます。

月額 16,540円 (前年度比130円増)
年間納付額 198,480円

問 北見年金事務所 ☎ 0157・33・6007 (自動応答で1→2を選択)

問 町民課戸籍年金係 ☎ 2・1213

有料広告

おめ
で
たい
夢
を
あ
な
た
に
!

夢付き定期預金

スーパードリーム

100万円が当たるチャンス!



- 佐呂間支店 佐呂間町字永代町 99 番地の 1
Tel. 01587-2-3021
- 佐呂間支店若佐出張所 佐呂間町字若佐 132 番地の 12
Tel. 01587-2-8201

商品内容等、詳しくは当金庫ホームページをご覧ください。窓口へお問い合わせください。

サロマゲンキマイレージ重要なお知らせ

ポイントの交換期限について

ポイントの交換期限は3月27日(金)までです。

期限を過ぎるとポイントは無効となりますので、お手持ちのポイントを確認して、お早めに交換手続きを済ませましょう。※景品交換券の有効期限は3月28日(土)まで

交換手続きについて

- ①シールを貼り付けたポイントカードを保健福祉課保健推進係、または武道館温水プール窓口に提出します。(武道館温水プール窓口の受付は22日(日)まで)
 - ②景品メニューの中から好きな品物を選び、交換券を受け取ります。
 - ③交換券を持って、道の駅サロマ湖「物産館みのり」に行き、景品を受け取りましょう。
- ▶運転免許のない方、移動手段がない方は、景品のお取り寄せ対応が可能ですので、保健福祉課保健推進係までご相談ください。

ふるさと商品券が当たる抽選について

ポイントを交換した方を対象に商品券が当たる抽選を行っています。当選発表は、当選者の個別通知のみで行います。

歩く国際協力「Walk in Her Shoes」で ポイントがたくさん貯まる！

サロマゲンキマイレージは、日本に住みながら途上国の人々の命や生活を支えられる支援「歩く国際協力～Walk in Her Shoes～」を応援します。

“あなたの1歩が誰かの未来を支える1歩となります”

開催期間中、毎日のウォーキング歩数をスマートフォンやパソコンから報告する簡単な取り組みです。※参加登録料がかかります

◆開催期間：3月8日(日)～5月31日(日)

◆登録申込期限：4月30日(木)まで

☆参加特典：参加登録で30ポイント進呈

さらに、期間中、60万歩以上歩いた方にプラス10ポイント、100万歩以上歩いた方にはプラス20ポイント進呈します。

(※ポイントの進呈は開催期間終了後となります)

▶ゲンキマイレージポイントの進呈を受けるには・・・

①登録申込時に、郵便振替で申し込む場合は申込用紙内に「サロマゲンキ」と記載し、オンラインで申し込む場合は意見欄に「サロマゲンキ」と入力してください。

②歩数報告マイページ作成時に、個人名の後に(サロマゲンキ)と登録する。

例：「佐呂間 太郎 (サロマゲンキ)」

📄 https://www.careintjp.org/walk_in_her_shoes/index.html

介護保険制度について ～40歳になられた方へ～

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。現在では、約628万人の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身も老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、ご自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期です。老後の介護を社会全体で支えるために、保険料をご負担いただいています。

介護保険の加入者(被保険者)

介護保険の被保険者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病(特定疾病【表2】)が原因で要介護(要支援)認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

【表1】	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第1号被保険者に切り替わります)
受給要件	要介護(要支援)状態	要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(特定疾病【表2】)による場合に限定
保険料の徴収方法	- 市町村徴収(原則、年金からの天引き) 65歳になった月から徴収開始	- 医療保険料と一体的に徴収(健康保険加入者は、原則、事業主が2分の1を負担) 40歳になった月から徴収開始

【表2】特定疾病とは

1. がん(末期)	9. 脊柱管狭窄症
2. 関節リウマチ	10. 早老症
3. 筋萎縮性側索硬化症	11. 多系統萎縮症
4. 後縦靱帯骨化症	12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症	13. 脳血管疾患
6. 初老期における認知症	14. 閉塞性動脈硬化症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
8. 脊髄小脳変性症	16. 慢性閉塞性肺疾患